

# 市立四日市病院 駐車場管制装置改修工事

## 特 記 仕 様 書

令和 7 年度

市立四日市病院

## 第1章 総 則

### 第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ工事に必要な承諾図を提出し、発注者の承諾を得た後、施工に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応するものとする。
2. 施工は、特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書に準ずるものとする。
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年度版）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年度版）
  - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年度版）
3. 受注者は、工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、現場確認を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
5. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
6. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すものとする。
7. 施工にあたっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図るものとする。
8. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
9. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の請負施工者等と相互に協力し、施工するものとする。
10. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
11. 本工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
12. 施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。
13. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
14. 受注者は、施工に際し発注者施設から供給する電力、水を使用できるものとする。但し、

現場において既設設備から供給可能な範囲とする。

15. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要な応じて付さなければならない。
16. 受注者は、工事請負代金額5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後1 ヶ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がある場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
17. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5 百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、発注者の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。
18. 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施行体制台帳の写しを提出するものとする。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
19. 資材購入及び工事の一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させるものとする。
20. 受注者は、施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。
21. 当院敷地内（院外駐車場含む）は、すべて禁煙とする。
22. 工事車両等は、資材等の搬入出後、速やかに院外駐車場（外来患者用）に駐車するものとする。なお、その際に発生する駐車場利用料金については、受注者が負担するものとする。
23. 本工事における「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和6年7月19日改正適用）に基づく適用は、週休2日制工事対象とする。完全週休2日制工事の現場閉所日については、第2章 工事仕様 8. 施工条件を遵守するものとし、着手前に監督職員と協議の上設定するものとする。なお、現場閉所日は、原則として毎週連続する同一の曜日とする。
24. 高さ5 mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用するものとする。
25. 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。

## 第2節 工事関係図書

受注者は、以下に示す工事関係図書を発注者に提出するものとする。

ア 施工計画書 1 部

- イ 施工図 1 部
- ウ 機器承諾図 1 部
- エ 工事打合わせ議事録 1 部

※発注者と工事打ち合わせを行った場合は、打ち合わせ議事録を提出すること。

- オ 工事完成図書 紙媒体 2 部、記録媒体 1 部
- (ア) 工事完成図（竣工図および施工図）

※電子媒体は、CAD・PDF データとする。

(イ) 試運転成績書、検査試験成績表

- (ウ) 工事写真 1 部

※着手前、施工中、完成時および材料写真とし、隠蔽・地中埋設等により据付後状況を明らかにできない箇所は、特に入念に撮影すること。

※写真は A 4 版に整理の上、写真内容を解説すること。

(エ) 保全に関する資料

(オ) その他必要なもの

### 第 3 節 試運転及び検査

1. 機器類は、整備完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。なお、別途発注工事との関連やその他の理由で試運転調整が出来ない場合は、後日運転可能になった時に行うものとする。
2. 工事完了後、完成検査を受けるものとする。なお、完成時に別途発注工事との関連で機器類の運転が出来ない場合及びそれに伴った検査を受けられない場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。

### 第 4 節 注意事項

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

2. 暴力団等不当介入に関する事項

#### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納

期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### 3. 障害者差別解消に関する事項

#### (1) 対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

- ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### (2) 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## 第2章 工事仕様

### 1. 工事目的

市立四日市病院（以下「当院」という。）が運営する来院者用駐車場（以下「駐車場」という。）において、駐車場を利用する車両の入庫、出庫、料金精算及び収容台数管理などを自動的に行うシステム（以下「管制装置」という。）を更新するものであり、老朽化が進行する管制装置の機能回復を図り、もって駐車場の安定運用に資するものである。

### 2. 工事場所

四日市市芝田二丁目ほか2町 地内

### 3. 工事期間

契約の日から 令和8年 3月13日 まで

### 4. 工事内容

管制装置更新

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 新規管制設備の搬入・据付および新規管制システムの構築 | 一式 |
| (2) 既存管制設備の撤去・搬出および既存管制システムの撤去 | 一式 |
| (3) 試験・調整                      | 一式 |

### 5. 工事対象箇所

工事対象箇所は下表のとおりとする。

| 駐車場名         | ゲート名 | 管 制 装 置<br>機器構成パターン |
|--------------|------|---------------------|
| 院内 思いやり（41台） | A    | 1                   |
| 院内（47台）      | A´   | 1                   |
| 院外 南（259台）   | C、D  | 1                   |
| 院外 西（63台）    | E    | 2                   |
| 院外 南第2（111台） | F    | 1                   |
| 院外 北（104台）   | G    | 2                   |
| 全6か所（625台）   | 全7か所 | －                   |

※ 院内駐車場は、現在別途工事により閉鎖中

※ 院外南第2駐車場は、現在別途工事により通常台数－18台で運用中

※ 院外南第2、西、北南第2駐車場については、通常外来休診日は閉鎖

※ 管制装置機器構成パターンは、7. 管制装置 機器仕様等（3）機器構成を参照

## 6. 駐車場使用料金（市立四日市病院使用料及び手数料条例）

現行の駐車場使用料金の設定は下記のとおりとする。

| 種 別 | 単 位                                | 金 額                           |
|-----|------------------------------------|-------------------------------|
| 普 通 | ① 1 回 30 分まで                       | ① 1 台につき無料                    |
|     | ② 30 分を超えるものについて、<br>1 回 30 分までごとに | ② 1 台につき 110 円<br>但し、外来患者は、無料 |
| 定 期 | 1 か月                               | 1 台につき 6,600 円                |

## 7. 管制装置 機器仕様等

### （1）管制装置の概要

駐車場入口においては、利用者に対して発券機から駐車券が発券され、カーゲートと連動した自動入庫制御を行う。駐車場出口においては、利用者が料金精算機に駐車券を挿入し、利用に応じた精算を行い、カーゲートと連動した自動出庫制御を行う。

また、駐車場毎に台数管理を行い、満車状態になった場合の入庫制限、空車状態になった場合の制限解除等の制御や満・車空車状況および出庫警報等の表示をするほか、各駐車場の状態監視等を行う。

### （2）管制装置の仕様

#### 【共通事項】

- ・電 源 AC 100V×60Hz
- ・形状（屋外設置） 自立型 防雨構造
- ・その他 機器メーカーが提供する運営サポートを目的とした Web サービス（別途契約による）の利用が出来ること。

#### 【管制設備】

##### ① 発券機

- ア) 発券方式
  - ・自動
  - ・自動 + 定期券対応型（発券口と定期券挿入口併設）  
※南駐車場の C、D ゲートは自動 + 定期券対応型
- イ) 発行券 磁気式 または QR コード式  
※発行券の種別は、ファンホールド式とする。  
※発券機個別番号、入場年月日時分が印字できること。
- ウ) 案内表示 音声案内
- エ) 警報出力 発行券切れ・予告、機器異常等
- オ) その他
  - ・インターホン機能を有し、管理者と通話（別途準備するモバイルホン）が出来ること。
  - ・駐車券は 2 ストック、自動切換えが可能であること。
- カ) 参考型番 GT2700（アマノ(株) 製）  
定期券対応 GT2900（アマノ(株) 製）

##### ② 料金精算機

- ア) 形 式 全自動型
- イ) 使用貨幣 100円、500円、1000円、新・旧500円硬貨  
および新・旧1000円紙幣  
※新500円硬貨とは、令和3年11月発行、新1000円札紙幣  
とは令和6年7月発行のものとする。
- ウ) 発行券読取 券の読取方向は2方向以上であること。
- エ) 案内表示 料金、操作手順（音声案内も必要）、時計
- オ) 集計項目 各種 営業・売上および駐車場利用（時間別、料金別等）等
- カ) 警報出力 釣銭切れ・予告、レシート切れ・予告、機器異常、ドア開放警報等
- キ) その他  
・インターホン機能を有し、管理者と通話（別途準備するモバイルホン）が出来ること。  
・南駐車場のC、Dゲートは定期券対応型とする。  
・ボタン等の操作により領収書が発行できること。  
・令和5年10月1日施行の適格請求書等保存方式（通称、インボイス制度）に対応できること。  
・駐車券紛失対応（料金設定）ができること。  
・駐車券の廃券処理ができること。
- ク) 参考型番 GT4700L（アマノ㈱ 製）
- ③ カーゲート
- ア) バー形式・材質 ストレート型、グラスファイバ製
- イ) その他  
・バーキャッチは不要  
・スイッチ等操作により強制的に開閉できること。  
・衝突防止機能（センサー感知等により下降中のバーを強制開放させる）を有すること。
- ウ) 参考型番 NT1500（アマノ㈱ 製）
- ④ 車両検知器
- ア) 検知方式 ループコイル式  
※発券用・精算用およびゲート開閉用の2ループ仕様
- イ) 参考型番（ループコイル） AM-LC-CYケーブル（アマノ㈱ 製）
- ⑤ 信号・警報灯
- ・出庫灯付満空灯（T型）
- ア) 表 示 『P』常時点灯、『満車/空車』切替点灯、出庫警報（回転灯閃光＋ブザー）
- イ) 表示入力信号  
・『P』AC100V電源  
・『満車/空車』無電圧A接点  
・出庫警報（回転灯・ブザー）無電圧A接点
- ・出庫灯付満空灯（F型）
- ア) 表 示 『P』常時点灯、『満車/空車』切替点灯、出庫警報（『出庫注意』



- 点滅浮出し、回転灯閃光＋ブザー)
- イ) 表示入力信号
    - ・『P』AC100V電源
    - ・『満車/空車』無電圧A接点
    - ・出庫警報（『出庫注意』、回転灯＋ブザー）無電圧A接点
  - ・満空灯（T型）
    - ア) 表示 『P』常時点灯、『満車/空車』切替点灯
    - イ) 表示入力信号
      - ・『P』AC100V電源
      - ・『満車/空車』無電圧A接点
  - ・出庫警報灯
    - ア) 表示 出庫警報（『出庫注意』点滅浮出し、回転灯閃光＋ブザー）
    - イ) 表示入力信号
      - ・『出庫注意』AC100V電源
      - ・出庫警報（『出庫注意』、回転灯＋ブザー）無電圧A接点
- ⑥ 認証機
- ア) 形式 屋内卓上据置型
  - イ) 割引内容 駐車券により6. 駐車場使用料金（市立四日市病院使用料及び手数料条例）に記載する料金設定に応じた割引処理に加えて、その他料金・時間割引処理設定が複数出来るものとする。また、各種設定は機器本体の押ボタン等により容易に選択できるものとする。なお、認証機個別番号、割引内容を印字できるものとする。

## 【管制システム】

### ⑦ 管制システム

#### 【基本機能】

- ・駐車場毎に管制設備による、入庫・出庫の自動制御
- ・各駐車場の状態監視（使用状況、『満車/空車』状態、在庫台数管制装置警報）、売上情報閲覧
  - ※メーカーが提供する Web サービスを利用し、監視用端末（産業用パソコン）にて実施することを条件とする。
  - ※Web サービスを利用するために必要となる契約、回線引込み、監視用端末（産業用パソコン）の手配は別途とし、仕様等の詳細は受注者と協議のうえ決定するものとする。
- ・各駐車場の設定（満車台数、満車解除台数、強制満車、駐車場装置の動作）
  - ※各種設定操作は監視用端末（産業用パソコン）、現場機器または専用機器設置等により出来るものとし、その方法は受注者の任意とする。
- ・管制設備（発券機、料金精算機）のインターホンとモバイルホンとの通話
  - ※通話するために必要となる回線引込み、モバイルホンの手配は別途とし、仕様等の詳細は受注者と協議のうえ決定するものとする。

#### 【機器仕様】

- ・総合満空車表示灯
  - ア) 表示 ・地図方式（院内および院外の全駐車場）

イ) 参考寸法      ・各駐車場の『満車/空車』状況  
W 1 5 0 0 × H 3 0 0 0 (外形寸法)

(3) 管制装置の機器構成

管制装置の主な機器構成は下表のとおりとする。

| 機器構成<br>パターン | 機器構成 詳細<br>※上記(2) 管制装置の機器仕様を参照                                                                                                                                                      | 数量                                  | 更新<br>流用                       |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1            | <b>【 入出口集中(背面) 設置 】</b><br>① 発券機 (④の検知器含む)<br>※南駐車場のC、Dゲートは定期券対応型<br>② 料金精算機 (④の検知器含む)<br>※南駐車場のC、Dゲートは定期券対応型<br>③ カーゲート<br>⑤ 信号・警報灯<br>・出庫灯付満空灯(T型) : A、A´<br>・出庫灯付満空灯(F型) : C、D、F | 1 台<br><br>1 台<br><br>2 台<br>各 1 台  | 更新<br><br>更新<br><br>更新<br>流用   |
| 2            | <b>【 入出口分離設置 】</b><br>① 発券機 (④の検知器含む)<br>② 料金精算機 (④の検知器含む)<br>③ カーゲート<br>⑤ 信号・警報灯<br>・満空灯(T型)<br>・出庫警報灯                                                                             | 1 台<br>1 台<br>2 台<br><br>1 台<br>1 台 | 更新<br>更新<br>更新<br><br>流用<br>流用 |
| その他          | ⑥ 認証機                                                                                                                                                                               | 5 台                                 | 更新                             |
|              | ○ 設備基礎                                                                                                                                                                              | 各所                                  | 流用                             |
|              | ○ テント                                                                                                                                                                               | 各所                                  | 流用                             |
| その他          | ⑦ 管制システム                                                                                                                                                                            | 1 式                                 | 更新                             |
|              | 〈 必須構成機器 〉<br>・総合満空車表示灯<br>設置場所➤病院敷地北側出入口<br>・監視用端末 (パソコン)<br>設置場所➤北管理室(思いやり駐車場)<br>➤南管理室(南駐車場)<br>・モバイルホン (インターホン通話用)                                                              | 1 台<br><br>(2 台)<br><br>(2 台)       |                                |

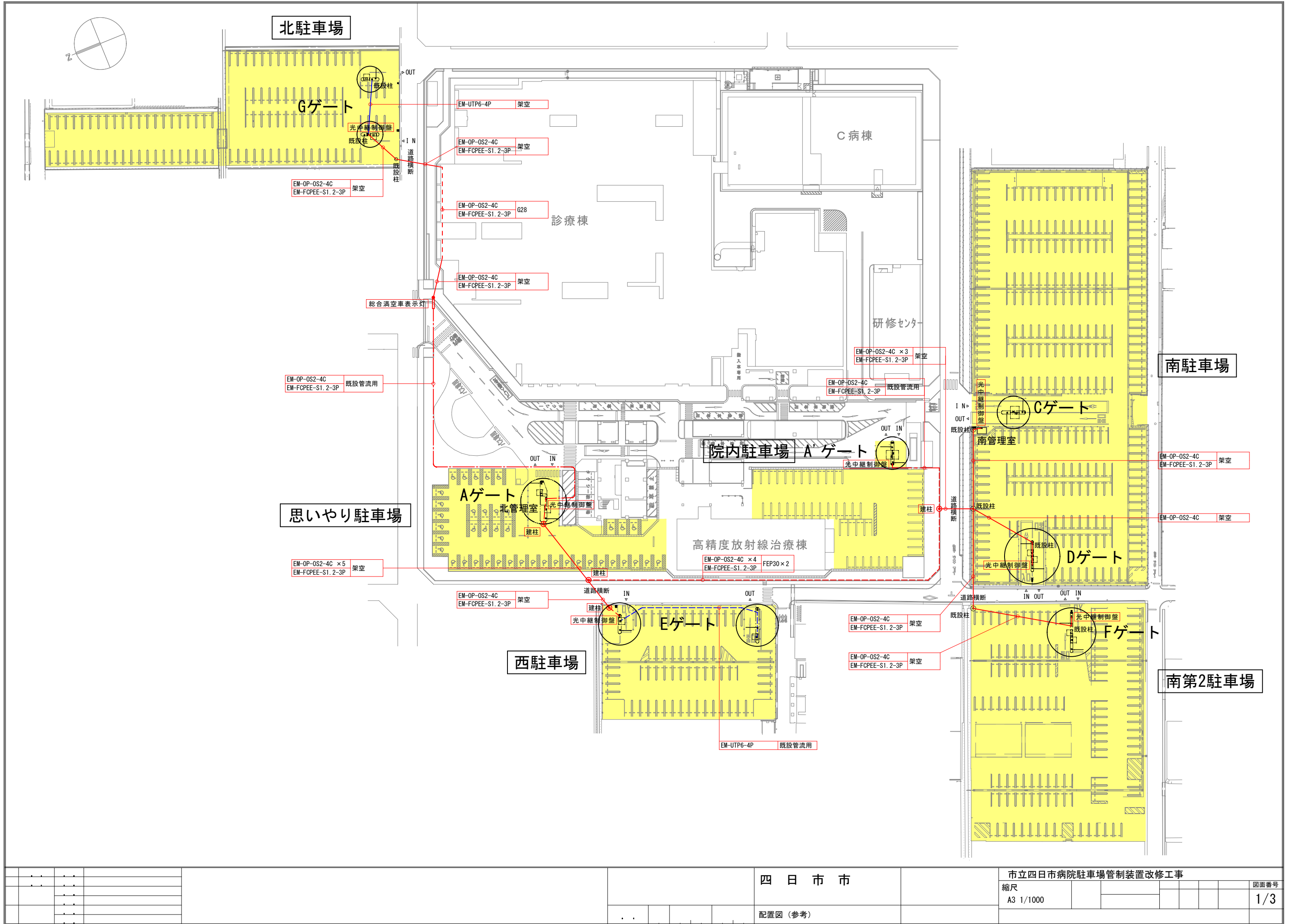
## 8. 施工条件

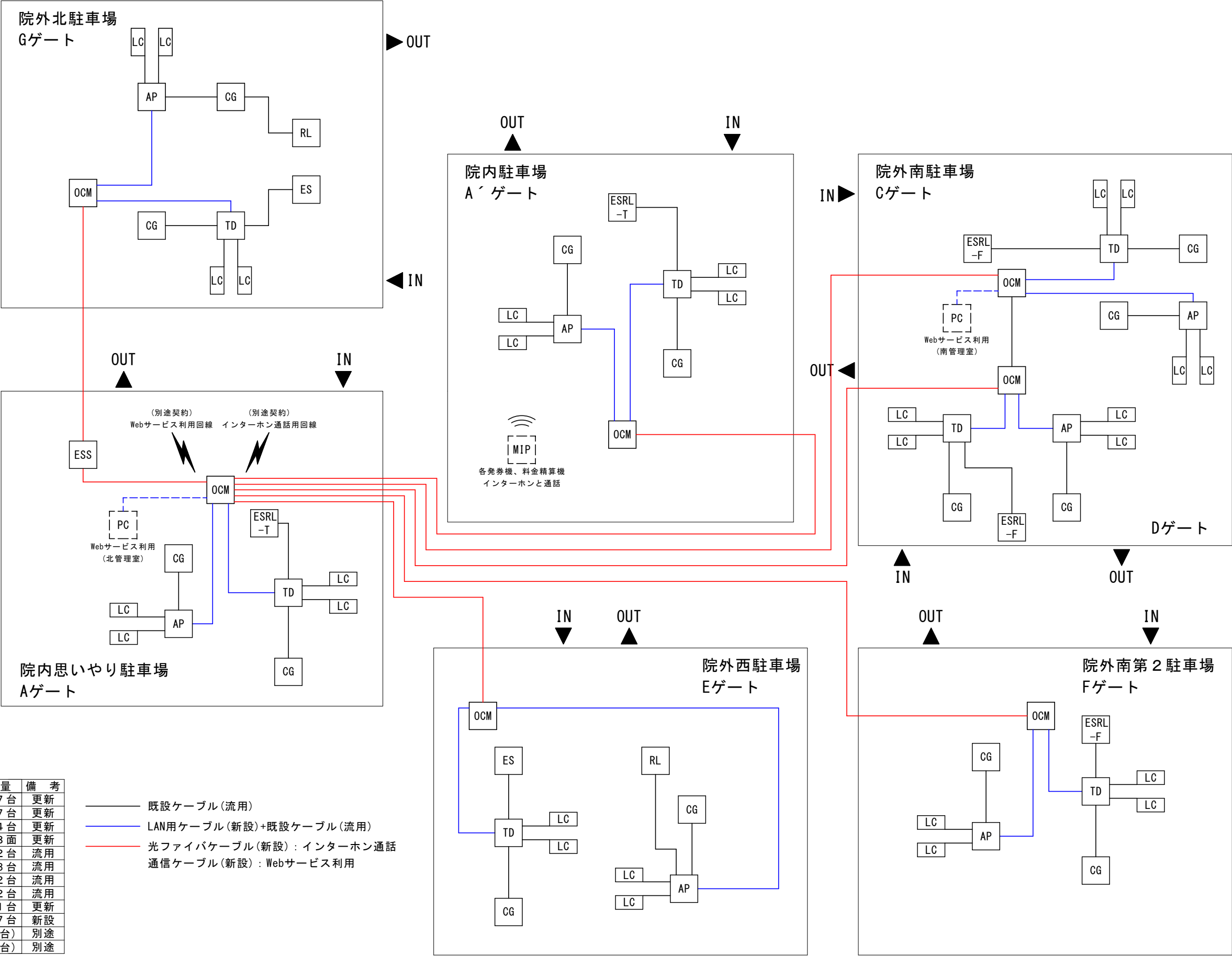
- (1) 機種選定は、既設機器と同等以上の性能を有していることを前提にしたうえで、利用者にとって利便性や操作性がよく、かつ管理者にとっては保守性や操作性がよいことのほか、長期間にわたり部品供給が可能であることや緊急時の速やかなトラブル対応といった保全サービス体制が整っているメーカーのものを採用するものとし、事前に発注者の承認を得なければならないものとする。
  - (2) 信号・警報灯のほか設備基礎、テントは既設品を流用するものとする。また、配管類および配線類（電源線、信号・通信線（但し、ゲート間で使用している信号・通信線については流用しないものとする））のほか建柱等についても既設流用できるものとする。但し、今後の使用に支障がないことを前提とする。また、流用するにあたりメーカーの違い等により発生する追加工事は、受注者の責任と費用負担において施工するものとする。
  - (3) 不要となる配管・配管類等の撤去は、可能な範囲までとするが、残置するものに対して端末処理のほか安全上・運用上で必要となる最低限の処理を施すこと。
  - (4) 管制システムは、有線により通信システムを構築するものとし、その構築方法は受注者の任意とし、事前に発注者の承認を得なければならないものとする。なお、別途必要とする電話・インターネット等回線は、原則2回線までとする。但し、発注者がそれ以上必要であると認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 工事手順は、駐車場毎に1か所ずつ施工し、完成（単独で管制装置が動作する状態）させた後、次の駐車場の施工に着手するものとし、その他施工条件は下記のとおりする。
    - ① 旧装置から新装置に順次切り替えていくものとするが、工事期間中においても施工中の駐車場を除き、新旧いずれかの装置が稼働し、通常運営できる状態を維持するものとする。
    - ② すべての装置が切り替わるまでの期間については、監視・操作（但し、機器個別での操作はできるものとする。）ができなくても良いものとする。
    - ③ 新旧の両装置を稼働させるために必要となる旧システムの切離し等、旧装置の施工者でなければ実施が困難な作業が発生する場合は、発注者が対応するものとする。
    - ④ 各駐車場の施工着手は、外来休診日とし、そのまま継続して施工できるものとする。  
なお、施工対象駐車場の施工期間中の運用については、外来診療日に限り駐車場を閉鎖できる（但し、院内 思いやり駐車場を除く）ものとし、診療日は開放状態にて一般利用させるものとする。
- ※参考例参照
- (6) 工事期間中は、来院者の安全確保を最優先とし、十分な対策を講ずるものとする。
  - (7) 通常の来院者の交通整理は、当院が委託する駐車場管理運営業務の範囲とする。但し、本工事に伴い交通整理等が必要となった場合については、受注者の責任と費用負担において交通誘導員を配置するなどの安全対策を講ずるものとする。

参考例)

| 区 分            |      | 診療日    | 休診日    |        | 診療日    |        |        |                  |                  | 休診日    |        | 診療日    |        |        |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |      | 金      | 土      | 日      | 月      | 火      | 水      | 木                | 金                | 土      | 日      | 月      | 火      | 水      |
| 施工駐車場<br>1 か所目 | 施工状況 | —      | 着<br>手 | 継<br>続 | 継<br>続 | 継<br>続 | 完<br>成 | 現<br>場<br>閉<br>所 | 現<br>場<br>閉<br>所 | —      | —      | —      | —      | —      |
|                | 運用状態 | 通<br>常 | 閉<br>鎖 | 閉<br>鎖 | 開<br>放 | 開<br>放 | 開<br>放 | 通<br>常           | 通<br>常           | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 |
|                | 稼働装置 | 旧      | —      | —      | —      | —      | —      | 新                | 新                | 新      | 新      | 新      | 新      | 新      |
| 施工駐車場<br>2 か所目 | 施工状況 | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —                | —                | 着<br>手 | 継<br>続 | 継<br>続 | 完<br>成 | —      |
|                | 運用状態 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常           | 通<br>常           | 閉<br>鎖 | 閉<br>鎖 | 開<br>放 | 開<br>放 | 通<br>常 |
|                | 稼働装置 | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧                | 旧                | —      | —      | —      | —      | 新      |
| 未施工<br>駐車場     | 運用状態 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常           | 通<br>常           | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 | 通<br>常 |
|                | 稼働装置 | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧                | 旧                | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      | 旧      |

以上





【 凡 例 】

| 記 号    | 名 称          | 数 量     | 備 考 |
|--------|--------------|---------|-----|
| TD     | 発券機          | 7 台     | 更新  |
| AP     | 料金精算機        | 7 台     | 更新  |
| CG     | カーゲート        | 1 4 台   | 更新  |
| LC     | ループコイル       | 2 8 面   | 更新  |
| ESRL-T | 出庫灯付満空灯 (T型) | 2 台     | 流用  |
| ESRL-F | 出庫灯付満空灯 (F型) | 3 台     | 流用  |
| ES     | 満空灯          | 2 台     | 流用  |
| RL     | 出庫警報灯        | 2 台     | 流用  |
| ESS    | 総合満空車表示灯     | 1 台     | 更新  |
| OCM    | 光中継制御盤       | 7 台     | 新設  |
| PC     | 監視用端末 (パソコン) | ( 2 台 ) | 別途  |
| MIP    | モバイルホン       | ( 2 台 ) | 別途  |

- 既設ケーブル (流用)  
—— LAN用ケーブル (新設)+既設ケーブル (流用)  
—— 光ファイバケーブル (新設) : インターホン通話  
—— 通信ケーブル (新設) : Webサービス利用

